平成２６年（フ）第３７号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2511番地１
債務者　大西　　悟
１　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
津地方裁判所熊野支部
平成２６年（フ）第８５６号
神戸市兵庫区楠谷町４番11号　楠谷文化３号室、従前の住所神戸市兵庫区菊谷町10丁目１番15号
債務者　城田　明義
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第４０３号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目41番地の１ＴＭハイツ602号
債務者　小窪　龍一
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第４０４号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目41番地の１ＴＭハイツ602号
債務者　小窪千賀子
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第５５１号
兵庫県芦屋市浜町13番Ｄ―303号
債務者　澤井みどり
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第１２４号
鳥取県鳥取市材木町311番地　県住59―１―13
債務者　枝野　吉得（旧姓金築）
１　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
鳥取地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第１２９号
鳥取県鳥取市浜坂７丁目２番５号
債務者　衣笠　健久
１　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
鳥取地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第６５号
広島県三原市宮浦５丁目16番34号　ハイライフ式部101号
債務者　泉　　憲行
１　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
広島地方裁判所尾道支部
平成２６年（フ）第１５６号
佐賀県伊万里市大坪町丙1690番地１、前住所佐賀県伊万里市二里町大里甲2508番地
債務者　梶川　奈実
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２６年（フ）第２９８号
宮崎市下北方町井手下北31番地10
債務者　松尾　一範
１　決定年月日時　平成26年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第３９１号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目17番12号　堀アパート102号
債務者　濱田　久男
１　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２６年（フ）第２１３号
北海道中川郡幕別町札内桜町83番地の３　プードリエサクラ２―Ｃ号室
債務者　須田恵太郎
１　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月19日午後１時45分
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２６年（フ）第１５８８号
横浜市緑区東本郷５丁目１番28号　キャステールマルトクＢ棟201号
債務者　田中　梨恵
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第１８４３号
横浜市鶴見区馬場４丁目２番23号　アネックス・Ｙ203
債務者　岡本　　陽
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第１９１６号
横浜市港南区笹下１丁目９番12―302号
債務者　池田　清一
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第１９８８号
横浜市金沢区富岡東５丁目19番25号　パークハイツＭ号室
債務者　荒井　利裕
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部